

夕張市財政再生計画の変更 (平成29年6月)の概要

- 本年3月7日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、平成29年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針並びに財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額については変更はない。

I 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 結婚新生活支援事業 (+2百万円)

内閣府の結婚新生活支援事業に申請し、平成29年3月に補助対象事業として認められたため、当該事業を計上するもの。

(財源) 国支出金2百万円、一般財源1百万円

(2) 要支援児童生徒送迎用車両購入 (+3百万円)

特別な支援を要する児童・生徒の通学支援はこれまでタクシー会社に委託して行ってきたが、その枠組みの継続が困難となったため、市が車両を購入し、児童発達支援の事業を行う一般社団法人にその運行を委託して通学支援を実施するもの。

(財源) 地方債3百万円

※ 変更に必要な一般財源については、財政調整基金繰入金により対応。

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国支出金の増 (+5百万円)、繰入金の増 (+4百万円)、地方債の増 (+3百万円)、その他の増 (+1百万円) により13百万円の増

(2) 歳出

物件費の増（＋４百万円）、維持補修費の増（＋１百万円）、建設事業費の増（＋３百万円）、補助費等の増（＋４百万円）、その他の増（＋１百万円）により１３百万円の増